

旭川市まちづくり基本条例及び各種計画における関連項目

○旭川市まちづくり基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 旭川市が目指すまちづくりは、次の基本理念のとおりとする。

（1）市民等がいきいきと活躍できるまちづくり

市民等がそれぞれの経験と能力を発揮し、幅広い分野で充実した活動に取り組むこと。

（2）市民等が支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり

市民等がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに支え合う地域づくりに取り組むこと。

（協働）

第11条 市民等及び市は、それぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、相互に補完し、協力し合う協働の推進に努めるものとする。

（地域主体のまちづくり）

第14条 市民等は、地域社会の一員として、主体的に町内会などの地域のまちづくりを行う団体（以下この条において「地域活動団体」という。）の活動に参加するよう努めるものとする。

2 地域活動団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

○第8次旭川市総合計画（抜粋）

「2 基本構想」－「3 まちづくりの展望」

（1）本格的な少子高齢・人口減社会への対応

（略）高齢化が進行する中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる社会環境づくりが重要です。

（2）地域コミュニティの創生

（略）町内会や市民委員会、地域まちづくり推進協議会、NPOなどが、主体的にあるいは行政との共同により課題解決に取り組むとともに、地域ごとの魅力や特性を活かした取組を進めていくことが重要です。

「2 基本構想」－「6 都市像の実現のために」

基本目標 1 すくすくと子どもが育ち、誰もが穏やかに暮らせるまちを目指します

基本政策 3 互いに支え合う福祉の推進

高齢者や障害者などへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、人と人との支え合いによるセーフティネットを構築し、自立を支援しながら、誰もが住み慣れた地域で安心と温もりを感じることができる福祉を推進します。

○第 4 期旭川市地域福祉計画（抜粋）

P 1 「第 1 章 計画策定に当たって」－「1 策定の趣旨」

3 2 行目 ～旭川市における地域共生社会の実現を目的として策定しました。

P 5 8 「基本目標 1 > 取組の方向（2）」

関連施策②「住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備」

主な取組 ★包括的支援体制構築に関する検討

P 7 5 「基本目標 2 > 取組の方向（2）」

関連施策③「市圏域における包括的な相談支援体制の構築」

主な取組 ★包括的支援体制構築に関する検討